

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第2回総会		
開催日時	令和4年5月25日（水） 午後1時30分 開会 午後2時17分閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	高橋 清範 会長		
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）		
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主事 安保 智、主事 三浦 翼 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美		
議 題	報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第6号 使用貸借権の合意解約について 報告第7号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第14号 非農地証明願について 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第16号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第17号 空き家に附属した農地指定申請について		
会議結果	議案第10号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第11号 承認相当との意見を付すこととした。		

	議案第 12 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 13 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 14 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 15 号 原案のとおり決定した。 議案第 16 号 原案のとおり決定した。 議案第 17 号 原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 4 年度登米市農業委員会第 2 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、22 番 上野 栄公委員、23 番 門馬 一郎 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。

議長	これで、報告第 5 号を終わります。
議長	日程第 5、報告第 6 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 6 号を終わります。
議長	日程第 6、報告第 7 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 7 号を終わります。
議長	日程第 7、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。 第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。

	います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号 1 番、2 番について、20 番 小野寺 義幸 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 3 番について、18 番 三塚 芳毅 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 4 番、5 番について、6 番 阿部 晃徳 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 7 番について、13 番 鈴木 泰子 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 8 番について、12 番 阿部 静男 委員 《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。
議長	質疑はございませんか。
19 番委員	お聞きしたいのが 4 番、5 番。譲渡人が岩手県の方から米山の方が受け手っていう、ま、家族だと思うんですけども。5 番ですと仙台の方なんですけれども、いつもですと新規就農ですと説明資料のほうに、新規就農、要は農地持っていない方なので、新規就農の様式を多分、添付して議題に上がってるはずなんですけれども、今回それも無いので。贈与を受けるという形で農業やりますは良いんですけども、この人が本当に農業が出来るかっていう証明を今回しないのはなぜかっていうのを教えていただきたいんですけども。

事務局	今、ご質問がありました4番、5番につきましては、これ、同一的に扱うようなケースになっております。というのは、所有者の方の旦那さんが別な住所にあった訳なんですけれども、この方が亡くなってしまって、もともとの世帯の方、同じだったんです。で、部分的に今、貸してるような形になっていて、経営面積がゼロになっているんですけれども、元々は経営してたんですね。同一世帯で経営してたという経緯もあるので、新規の扱いではなく、今までも経過ありましたというようなことも含めて、その財産を元々に戻すというような格好になっております。
議長	19番、芳賀 秀二 委員さん、よろしいですか。
19番委員	はい。
議長	他に、質疑はございませんか。よろしいですか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第10号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第8、議案第11号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

10 番委員	10 番、佐藤 幸治 委員 登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 5 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 4 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、南方町地内で営農型太陽光発電施設の設置を目的として許可されている事業の計画変更です。 当初の計画では、工期を令和 4 年 4 月 30 日までとしておりましたが、社会情勢等により、営農型発電施設設置のための部品の入手の目処がこれまで立たなかったことにより、工事に遅れが生じ、工期延長の変更が必要となりました。 転用目的に変更はないものであることから、計画変更は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 5 月 25 日 現地調査委員 7 番 柴崎 専一 委員 8 番 佐藤 瑛彦 委員 10 番 佐藤 幸治 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 11 号を採決します。 お諮りします。 本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 11 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。

議長	日程第 9、議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 10、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 4 条申請が 1 件、第 5 条申請が 3 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
10 番委員	10 番 佐藤 幸治 委員 農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 8 ページから 10 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に通路を整備するもので、進行番号 2 番の居宅の新築申請地への乗入口として整備し、利用するものです。農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。 また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 11 ページから 13 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 5 月 25 日 現地調査委員 7 番 柴崎 専一 委員

	8 番 佐藤 瑛彦 委員 10 番 佐藤 幸治 委員
議長	次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
23 番委員	23 番、門馬 一郎 委員 登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 5 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 5 ページから 7 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に農作業場を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第 5 条の進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 14 ページから 16 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。 また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 5 月 25 日 現地調査委員 12 番 阿部 静男 委員 19 番 芳賀 秀二 委員 23 番 門馬 一郎 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 12 号、議案第 13 号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。

議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 12 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第 13 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 14 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。

議長	これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 14 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 14 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	日程第 12、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議長	本案件については、所有権移転が 2 件、利用権設定が 6 件、一括方式が 31 件となっております。
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
22 番委員	議案書の 21 ページの所有権移転の 1 番ですけれども、売買価格が 3 万円で、反当で 26 万円、これでいいんですか。
事務局	面積もさることながら、畑というようなことになります。 価格については、あくまで相対で決定していただくものなので、これでダメです、というようなこととかは、事務局のほうでは伝えておりません。
議長	よろしいですか。 事務局、両方で納得の上で決めたんだよね、それではね。
事務局	はい。

議長	他に、質疑はございませんか。よろしいですか。 《質疑なしの確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 15 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。
議長	日程第 13、議案第 16 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	この案件につきましては、令和 3 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 16 号を採決します。

議長	お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 16 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。
議長	日程第 14、議案第 17 号「空き家に附属した農地指定申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一であります。 また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておりません。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
10 番委員	10 番、佐藤 幸治 委員 空き家に附属した農地指定申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 21 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に附属した農地の指定を行うものです。 この申請は、空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障はありません。また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 5 月 25 日 現地調査委員 7 番 柴崎 専一 委員 8 番 佐藤 瑛彦 委員

	10 番 佐藤 幸治 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 17 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 17 号「空き家に附属した農地指定申請について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 4 年度第 2 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 4 年 5 月 25 日

議 長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 22 番

上野 栄公

議事録署名人 23 番

門馬 一郎